

## 商標権取得のためのトータルの費用(法人用)

(具体例) 文字商標「ケイタ」を区分「第9類」の指定商品「携帯電話機」及び区分「第35類」の指定役務「携帯電話機の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」について出願したところ、拒絶理由通知を受けることなく、登録査定となったため、登録料を10年分一括納付する場合。

### 【商標登録出願時】

非課税対象額(出願料) = 3,400円(A) + 8,600円(B) × 2 = 20,600円

課税対象額(手数料) = 60,000円(C) + 10,000円(D) = 70,000円

\* A~Dについては商標権取得のための費用2頁をご参照ください。

ご請求額 = 20,600円 + 70,000円 × (1 + 0.1) - 70,000円 × 0.1021  
= 90,453円 ①

### 【商標登録料納付時】

非課税対象額(商標登録料) = 32,900円(A) × 2 = 65,800円

課税対象額(成功謝金 + 手数料) = 60,000円(C) + 7,000円(D) = 67,000円

\* A~Dについては商標権取得のための費用5頁をご参照ください。

ご請求額 = 65,800円 + 67,000円 × (1 + 0.1) - 67,000円 × 0.1021  
= 132,660円 ②

トータルのご請求額: ① + ② = 223,113円

## 商標権取得のための費用(法人用)

### 【商標登録出願時】

特許庁に提出する書類は、願書です。

		請求項目	単価	備考
E	A	出願料	基本料	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B		商品又は役務の1区分当たりの額	
F	C	基本手数料		弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	D	商品又は役務の区分が2区分以上ある場合の2区分目以降の1区分当たりの加算額		

具体例:

区分が2区分の場合

$$\text{非課税対象額} E = A + B \times 2 = 20,600 \text{円}$$

$$\text{課税対象額} F = C + D \times 1 = 70,000 \text{円}$$

$$\text{差引ご請求額} = E + F \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - F \times \text{合計税率}(0.1021) = 90,453 \text{円}$$

合計税率には復興特別所得税も含まれています。

## 差引ご請求額: 90,453円

平成25年1月1日から源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税も併せて徴収し、その復興特別所得税を源泉所得税と合わせて国に納付しなければならなくなりました。課税対象額に対して所得税と復興特別所得税の合計税率を計算した金額が源泉所得税です。

## 商標権取得のための費用(法人用)

【中間処理1】(審査官の審査結果である拒絶理由通知がされてから40日以内)

特許庁に提出する書類は、意見書、手続補正書のいずれか又は両方です。

		請求項目	単 価	備 考
D	A	意見書作成料	50,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	B	手続補正書基本作成料	30,000円	
	C	審査官との面接審査手数料	28,000円	

具体例:

課税対象額 $D=A+B=80,000$ 円

(面接審査を行わないことを想定していますので、CはDに含まれていません。)

差引ご請求額 $=D \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - D \times \text{合計税率}(0.1021) = 79,832$ 円  
合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

**差引ご請求額: 79,832円**

## 商標権取得のための費用(法人用)

【中間処理2】(審査官の最終審査結果である拒絶査定がされてから3月以内)

特許庁に提出する書類は、拒絶査定不服審判請求書又は、拒絶査定不服審判請求書及び手続補正書です。

		請求項目	単価	備考
E	A	基本料	15,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	商品又は役務の1区分当たりの額	40,000円	
F	C	書類作成・提出手数料	100,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	D	審判官との面接審査手数料	28,000円	

具体例:

区分が2区分の場合

$$\text{非課税対象額} E = A + B \times 2 = 95,000 \text{円}$$

$$\text{課税対象額} F = C = 100,000 \text{円}$$

(面接審査を行わないことを想定していますので、DはFに含まれていません。)

$$\text{差引ご請求額} = E + F \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - F \times \text{合計税率}(0.1021) = 194,790 \text{円}$$

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

**差引ご請求額: 194,790円**

なお、拒絶査定不服審判請求後に、審判官より拒絶理由通知がされた場合には、上記【中間処理1】の手続と同様の手続となります。

## 商標権取得のための費用(法人用)

【商標登録料納付時】(登録査定又は登録審決から30日以内)

特許庁に提出する書類は、商標登録料納付書です。

		請求項目	単価	備考	
E	A	最初の10年分を一括納付する場合	商品又は役務の区分の1区分当たりの金額	32,900円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	最初の10年分のうち、前半の5年分を分割納付する場合	商品又は役務の区分の1区分当たりの金額	17,200円	
F	C	成功謝金		60,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	D	納付手数料		7,000円	

商標の場合、使用し続けることが前提ですので、10年ごと(分割納付の場合には5年ごと)に商標権の存続期間の更新登録の申請を行えば、さらに10年間(分割納付の場合には5年間)、商標権の存続期間が更新されます。その場合の更新登録料は、1区分当たり、最初の10年分と比較して約1割増しになります。また、商標登録料を5年分ずつ分割納付する場合、10年分を一括納付する場合と比較して割高になりますので、5年以上継続使用する場合には、一括納付をお勧めいたします。

具体例:

区分が2区分であり、商標権の設定登録を受けるために登録査定又は登録審決から30日以内に10年分の商標登録料を一括納付する場合

$$\text{非課税対象額} E = A \times 2 = 65,800 \text{円}$$

$$\text{課税対象額} F = C + D = 67,000 \text{円}$$

$$\text{差引ご請求額} = E + F \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - F \times \text{合計税率}(0.1021) = 132,660 \text{円}$$

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

**差引ご請求額: 132,660円**